## 21. だいしん相続定期預金規定

- 1. 本定期預金は「だいしん相続定期預金」と称します。
- 2. 預け入れできる方
- (1) だいしん相続定期預金(以下、この預金という。)を預け入れできる方は次の通りとします。
  - ①個人のお客様で当組合の組合員かつ相続手続き完了後 1 年以内に相続により取得した 資金を原資としてお預け入れいただける相続人ご本人様
- 3. 預入期間

この預金の預入期間は3年(利払い式自動継続扱い)とします。

4. 預入方法および金額

この預金の預け入れは、一括預入(証書式)に限ります。また、預入金額は被相続人様お一人の原資につき、お一人様あたり 100 万円以上 3,000 万円以内(預入単位は 1 円単位)とします。

## 5. 利率

- (1) お預け入れ時のこの預金の利率を満期日まで適用します。
- (2) 自動継続後の金利は、書替継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利を適用します。
- 6. 付加できる特約事項 この預金はマル優の取扱いができます。
- 7. 金利情報の入手方法

金利情報は当組合のホームページへの掲載および店頭に掲示します。

- 8. その他参考となる事項
  - (1)この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
  - (2)当組合の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。
- 9. 規定の適用

この規定に定めのない事項については当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金 (M型)規定 (スーパー定期) によるものとします。

- 10. 規定の変更
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると 認められる場合には、店頭掲示、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の 方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 2024.4